

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530853

研究課題名(和文)日米における新自由主義教育改革の教育法的小よび教育制度論的研究

研究課題名(英文)Comparative study on neo-liberal education reform in Japan and the U.S.

研究代表者

世取山 洋介(Yotoriyama, Yosuke)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：90262419

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：新自由主義教育改革の教育法的小及び教育制度論的分析を行う本研究を4年間にわたり行ってきた。成果は大きく2つあった。第1は、公教育の無償性原理と新自由主義教育改革との矛盾を法解釈論的小及び法制史的に明らかにし、公教育の無償性を実現する代替的な教育法性的小骨格を明らかにしたことである。第2は、憲法および国際人権準則に基づく政府の学校制度整備義務の内容的構成を明らかにし、新自由主義教育改革のもたらす学校制度的基準の融解を批判的に検討する座標軸を設定したことである。

研究成果の概要(英文)：The fruits of this research project are two-folds. First, this research clarifies how the neo-liberal education reform contradicts the principle of free public education and proposes the outline of the educational finance law which alternates the neo-liberal education reform. Second, this research identifies the government's obligation under the Constitution and the international human right treaties to establish the educational system, and clarifies the details of this obligation.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：新自由主義教育改革 教育人権 国際人権 公教育の無償性 学校制度整備義務 学校制度的基準

#### 1. 研究開始当初の背景

新自由主義という政治原理に基づく教育法制改革が日米において進展しているのを受けて、新自由主義教育改革の内実を明らかにするとともに、それを教育人権という観点から評価することが研究的な課題として浮上ることとなった。

#### 2. 研究の目的

本研究は、日本と米国で進行している新自由主義教育改革を教育法的小および教育制度論的に総合的に分析することを目的としている。

この目的を実現するために、新自由主義教育改革の目的である普通教育の終了年齢の15歳への切り下げを内容とする学校体系の改革、その手段となっている教育行政の組織と権限の改革、教育財政の機能の改革、そして、これらの改革の結果浮上する学校体系、教育行財政そして政府間関係の全体を、立憲主義のもとにおける法規範の機能、教育人権(教育における自由と平等)および教育行財政制度原理という3つの視点から分析を加えることをさらに具体的な目標として設定した。

#### 3. 研究の方法

本研究においては解釈論、政策論、および制度論の3つの次元に分けて新自由主義教育改革を教育人権という観点から批判的に検討するという方法がとられた。

解釈論の次元においては、比較という手法が用いられ、アメリカ教育法および国際人権準則と、日本国憲法との比較により、新自由主義のもとにおいて生じている教育人権に関連する問題の共通性を明らかにすると同時に、新自由主義教育改革に対して、比較によって明らかにされた共通の規範な言いようがいかなる評価を下すことになるのかを明らかにしようとした。

政策論の次元においては、日本における改革の先導的自治体である東京都に焦点が合わせられ、東京都における改革の内容の特徴が明らかにされるのと同時に、進学率抑制政策と親の教育要求との矛盾、教師の専門性との矛盾、改革が子どもに与えるプレッシャーと子どもの権利との矛盾、さらには、教育インフラの拡充に対する住民の要求とその削減を求める改革との間の矛盾を分析することとした。

制度論の次元においては、教育条件整備基準ないしは学校制度的基準および教育財政移転制度に焦点が合わせられ、戦後における教育条件整備基準と教育財政制度の変遷を明らかにし、その中に置いた場合の新自由主義に基づいて新しく登場している関連する制度の特徴と問題点を日本を素材として分析することとした。

#### 4. 研究成果

成果は大きく5つあった。

第1は、公教育の無償性原理と新自由主義教育改革との矛盾を法解釈論的及び法制史的に明らかにし、公教育の無償性を実現する代替的な教育法制の骨格を明らかにしたことである。

日本国憲法26条が義務教育を無償としているにもかかわらず、無償の範囲が授業料および検定教科書に限定されることになった歴史的経緯を教育財政史の中に置いて明らかにし、教育法制史研究の空白を埋めることができた。また、憲法26条解釈につき、憲法13条が経済的自由よりも広い幸福追求権を規定している以上、いかなる生の構想を持つのであれ、それらに共通して普遍的に求められている教育、具体的にはある特定の職業に就くために必要とされている専門的能力の基礎まで無償とすることが原理的に要請されていることを、国際人権法との比較により明らかにした。

第2は、戦後日本における教育財政移転制度の歴史的変遷の特徴を明らかにしたことである。戦後教育改革期において子どもの必要を満たす全国的教育条件基準に、国庫負担制度をセットするという福祉国家的構想が文部省内にありながらも、シャープ勧告の描く地方分権を中心とする自由主義国家的教育財政制度の前に日の目を見なかったこと、それでもなお、1958年の義務教育標準法の制定に至るまではそのモメントが残っていたことなど、これまでの教育財政史研究とは異なる新しい歴史像を描くことに成功した。

第3は、憲法および国際人権準則に基づく政府の学校制度整備義務の内容的構成を明らかにし、新自由主義教育改革のもと学校制度的基準の融解を批判的に検討する座標軸を設定したことである。

第4は、保育改革にも応用されている新自由主義的手法を分析し、それを国際人権準則、特に子どもの権利条約に基いて批判的に分析したことである。この成果の基礎になったのは国連子どもの権利委員会が日本政府第3回報告書の審査に基づいて2010年に採択した最終所見の分析であった。この分析も研究成果として公表している。

国際人権法においては応益負担原則が排除され、応能負担原則が原則とされていることをもとにして、応能負担原則から応益負担原則へとその財政構造を変容させようとしているいわゆる「新システム」の特徴と問題点を浮かび上がらせることができた。

第5は、新自由主義教育改革の先導的自治体であった東京都を分析の対象として、新自由主義教育改革がもともとは新しい経済に求められる労働力構成に応じて高等教育進学率を抑制することをその狙いとしていたのに対して、バブル経済崩壊以降、都内の4大進学率が上昇し、改革の狙いと新学行動の間に鋭い矛盾が生まれていることを明らか

にした。

加えて、新自由主義教育改革がその内容としている学校体系改革に関連して、地域で育ち、地域で生きていくことになる非エリートの子どもたちに焦点を当てた学校体系論であることを明らかにした。

第6は、責任という観点から、戦後教育改革立法、1960年代以降の文部省官僚統制型教育法制、そして、1980年代以降に展開している新自由主義教育改革立法を比較検証し、英語論文として公表したことである。

戦後教育改革においては、教育の直接責任制に基づく教育法制が確立したこと、1950年代後半以降それにもかかわらず、それに間接責任制という観点から修正を加える動きが当時の政権与党によってとられ、文部省官僚統制型とでも言える法制が拡大していったこと、そして、新自由主義教育改革の進展により、内閣府を頂点とする結果責任型教育法制（成果と貨幣の配分とが連動する法制）とでも言える法制が、直接責任対間接責任との間の対立の中に割り込んできたこと。結果、現在においては3つの型がせめぎ合っていることを明らかにしている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕(計14件)

世取山洋介、意見書『日の丸・君が代』に関する過去の処分歴を理由とする処分量定の加重の合法性について：その教育法的検討、法政理論、査読無、46巻2号、2014、251-288

世取山洋介、第二次安倍政権の教育再生実行プランの検討：新自由主義教育改革の新段階、法と民主主義、査読無、478号、9-15

世取山洋介、競争教育 くり返される改善勧告、女性の広場、査読無、417号、2013、114-119

世取山洋介、教育の条件整備と財政にかかわる公的責任とは何か：現物給付と無償性について、クレスコ、査読無、13巻1号、2013、33-37

世取山洋介、山科三郎、牧証名、鼎談 教育の問題をどう考えるか：いじめの問題から子どもの権利条約へ、経済、査読無、208巻、2013、131-153

世取山洋介、基礎から学ぶ 子どもの権利条約と保育(第3回)子ども・乳幼児の権利と「子ども・子育て新システム、保育情報、査読無、418号、2011、2-14

Yosuke YOTORIYAMA, Dynamics of Three Structures of Responsibility in Education under the New Basic Law of Education, Journal of Japanese Law, 査読有、2011、vol.16, No. 31, 21-47

世取山洋介、意見書 国歌斉唱儀式におけ

る不起立・不斉唱を理由とする教員懲戒処分における裁量権濫用の有無について、法政理論、査読無、44巻1号、2011、193-225

世取山洋介、基礎から学ぶ子どもの権利条約と保育(第2回)国連子どもの権利委員会最終所見と日本の保育、保育情報、査読無、415号、2011、2-14

世取山洋介、基礎から学ぶ子どもの権利条約と保育(第1回)子どもの権利条約と乳幼児の権利、保育情報、査読無、414号、2011、2-12

世取山洋介、教育問題における都政改革の新ビジョン、法と民主主義、査読無、455号、2011、42-47

世取山洋介、日本の公教育の「未来を拓く」-日本国憲法と子どもの権利条約、学校運営、査読無、594号、2010、18-21

世取山洋介、勧告を読む 国連子どもの権利委員会 第3回勧告をどう読むか、クレスコ、査読無、114号、2011、14-19

世取山洋介、「子どもの貧困」、新自由主義構造改革、そして、子どもの権利、クレスコ、査読無、112号、2010、30-33

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

世取山洋介 他、明石書店、教育統制と競争教育で子どものしあわせは守れるか?、2013、208

世取山洋介 他、大月書店、公教育の無償性を実現する：教育財政法の再構築、2012、495

世取山洋介 他、岩波書店、東京をどうするか：福祉と環境の都市構想、2011、278

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

世取山 洋介 (YOTORIYAMA, Yosuke)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：90262419